

## 日税連による税制改正建議書

**Q** : さきごろ日税連による来年度の税制改正建議書が提出されたとか。どのような内容だったのですか？

**A** : 本年度に創設された役員給与の損金不算入制度の見直しを含む8項目を新たに建議しています。

### 【解説】

このほど、日税連は平成19年度の税制改正の建議をまとめて、財務省、国税庁、総務省、政府税制調査会等に提出しました。

この建議は、税理士法に基づいて毎年行われているもので、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの視点から行われています。

主なものには、特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入制度の見直しや消費税における事業区分の簡素化とみなし仕入れ率の見直しがあります。

新たに盛り込まれたものには、一人会社規制の適用の停止のほか、次のものがあります。

- ① 居住用財産の軽減税率の適用の緩和
- ② 青色申告特別控除額の当初記載要件の廃止
- ③ 生命保険料控除の増額
- ④ 小規模宅地特例の遺産分割要件の廃止
- ⑤ 農地の納税猶予の期限内分割要件の廃止
- ⑥ 不動産取得税の課税標準の特例措置の廃止、免税点の引下げ
- ⑦ 固定資産税評価額の決定の見直し

